

●香川県告示第171号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）		別表（第1条・第3条—第5条・第10条関係）	
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 県の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	(虚偽記載) 1 県、知事、 <u>香川県土地開発公社又は香川県住宅供給公社（以下「県等」という。）</u> の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
(粗雑工事) 2 県と締結した請負契約に係る工事（以下「県発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	略	(粗雑工事) 2 県等と締結した請負契約に係る工事（以下「県発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	略
3～27 略		3～27 略	

附 則

- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の香川県建設工事指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日以前に行われた行為については、なお従前の例による。